

学校養成所の運営・養成課程について

1. 学校養成所の運営について
2. 養成課程について
3. 学校養成所の運営・養成課程に関する論点

1. 学校養成所の運営について



学校養成所の運営に関するこれまでのご意見①

<第120回社会保障審議会医療部会（令和7年10月27日）>

- ・ 各地の養成所を卒業された医療関係職種の方々は、地元への定着率が高い。今後も、各地域で必要な医療提供体制を維持するためには、充足率が低いとしても、地域に根差した養成所が存続し続けることは重要。
- ・ 複数の学校が一緒になって運営するサテライト化も地域で検討されているが、補助金が1校分になってしまう。サテライト化したとしても一定数の教員配置が必要であり、施設運営の経費はそれぞれかかるため、サテライト用の補助単価を示すなど国でもしっかりと対応して欲しい。
- ・ 養成所において遠隔授業の活用やサテライト化を推進したとしても、18歳の方々は、養成所ではなく大学を希望している実態に変わりはない。（中略）看護系大学の受験者数は、養成所ほどの充足率の低下は見られていないため、大学のサテライト化や医学部のような地域枠の検討、給付型の奨学金の増加など、若者の大学志向を意識した有効な検討をしていただきたい。
- ・ サテライトとかオンラインの教育が使われるのは当然であり、そのときには、大都市に学校が集中するのは仕方ないが、地元に戻ってこないということがないように、逆算して地元でどれだけ学べるかということ考えた上で、カリキュラムの在り方、教育の順序性、実習の在り方等を考えることが必要。
- ・ 学校経営を考えたとき、人件費率が一番高いため、学生数が半分になって教員が半分にできるように、サテライトでオンラインも含めて授業をちゃんとやってもよいというような仕組みを決めていくのが一番課題解決としてあるのではないか。コロナのときにいろいろな教育においても全てオンライン授業をやったことを踏まえれば、オンライン教育はできるはず。
- ・ 進路の選択肢としての養成校の役割は確かにある。一定数の生徒数がないと、養成校の経営が成り立たず、地域で養成できないところが出てくる可能性がある。そこで、新卒の若者だけにこだわらず、幅広い年齢層が医療分野の担い手となることがますます重要になってくる。社会人がその経験を生かして医療現場で活躍しようと思っても、一旦仕事を辞めて養成校に入学しなければならないが、働きながらオンデマンドで講義を受けられるなどの環境整備や、学費の負担軽減などで、できるだけ就業支援ができるよう、幅広い対策が求められる。

学校養成所の運営に関するこれまでのご意見②

<第122回社会保障審議会医療部会（令和7年12月8日）>

- ・ 地方において養成校がなくなってしまうと、その地方の医療従事者がいなくなるため、専門学校等の養成校の補助等の支援が重要。学校運営の柔軟化に向けて、サテライト、オンライン化といった、これまでとは違う学校運営のやり方について早急に検討いただきたい。

<第1回医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会（令和8年5月7日）>

- ・ 文科省において、地域の子供たちが地域で高等教育にアクセスできるようにするため、今後は大学間連携の仕組みを立ち上げ、規模が縮小化しても生き残っていく方策をプラットフォームで議論していく予定。あわせて設置基準の緩和により教員や科目を大学間で連携させることも検討しているので、文科省とも情報共有しながら連携して進めていくべき。
- ・ 養成校の集約化や協働化を念頭に置いて、例えば教員の協働化、遠隔授業の導入、サテライト校のシステムの促進などに取り組んでいくべき。特に地域の医療提供体制確保の観点から、自治体への支援はこれまでの実績を踏まえても大変重要。
- ・ 遠隔授業、サテライト化などについて、地方の中小都市における養成校の持続可能性のための仕組みとして考えるべき。定員が半分になっても教員数は変わらないし、カリキュラムなども同じであるとするならば学校としては経営できない。

<第2回医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会（令和8年5月25日）>

- ・ オンラインを用いた遠隔授業の在り方、あるいはサテライト化の設置の方策について議論を深め、早急に具現化することが喫緊の課題。

医療関係職種の養成課程の現状について

	看護師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	診療放射線技師 ※4	臨床検査技師 ※4	臨床工学技士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	救急救命士※4
専修学校等数※1	532	135	94	40	12	19	32	17	5	152	36	30
大学等数※1	325	134	105	36 (外数5※5)	42	17 (外数66※5)	16 (外数38※5)	10	3	35	8	4 (外数21※5)
入学定員総数※2	54,064	14,668	7,648	2,970※6	3,680	2,230※6	2,189※6	1,152	253	10,261	1,489	1,583※6
定員充足率※3	89.6	87.8※7	66.5	72.9※6	103.2	76.1※6	57.0※6	68.5	80.6	79.1	53.5	82.6※6

※1※2 専修学校等数については、専修学校（大学付属を除く。）・各種学校・上記に含まれない各職種の養成所（養成施設）の数。大学等数については、大学・専門職大学・短期大学・大学付属専修学校の数。いずれも令和7年4月1日時点（歯科衛生士・歯科技工士については専修学校等数及び大学等数は令和6年4月1日時点）。

看護師以外について、専修学校等については厚生労働省医政局調べ、大学等については文部科学省調べ。看護師については令和7年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業就業状況調査より引用。

入学定員総数については厚生労働省医政局・文部科学省調べ（令和6年4月1日時点。救急救命士については全て厚生労働省医政局調べ。）。

看護師については令和6年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業就業状況調査より引用。

※3 令和6年度入学者数より算出。厚生労働省医政局・文部科学省調べ。（救急救命士については厚生労働省医政局調べ。看護師については令和6年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業就業状況調査より算出。）

※4 自衛隊及び消防関係機関に設置されている養成所は除く。

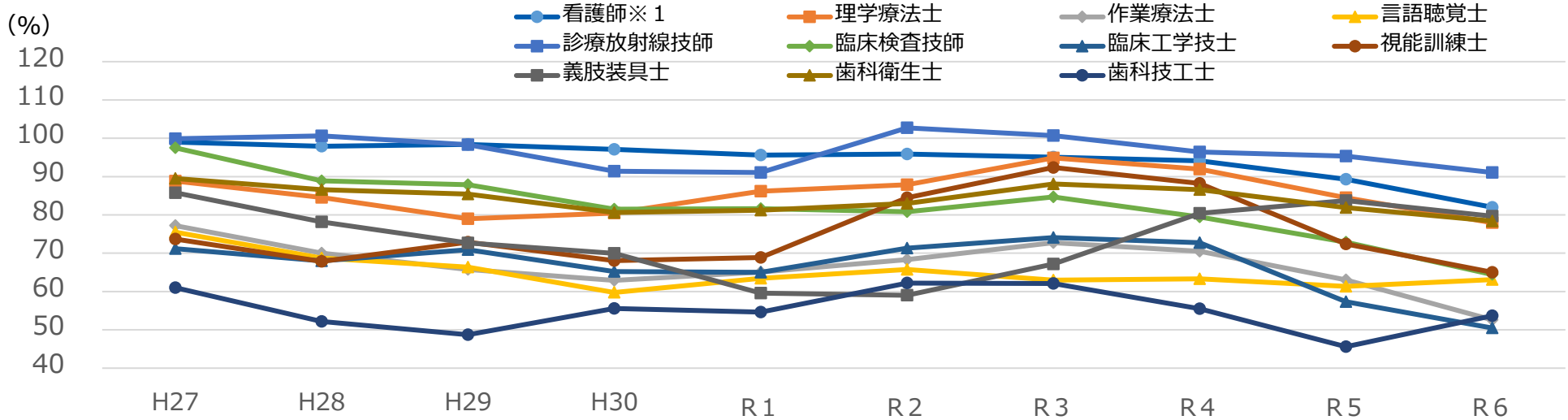
※5 言語聴覚士については言語聴覚士法第33条第4号、臨床検査技師については臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号及び4号、臨床工学技士については臨床工学技士法第14条第4号、救急救命士については救急救命士法第34条第3号に規定する学校数を指す。

※6 ※5の入学定員数・入学者を除く値にて算出。

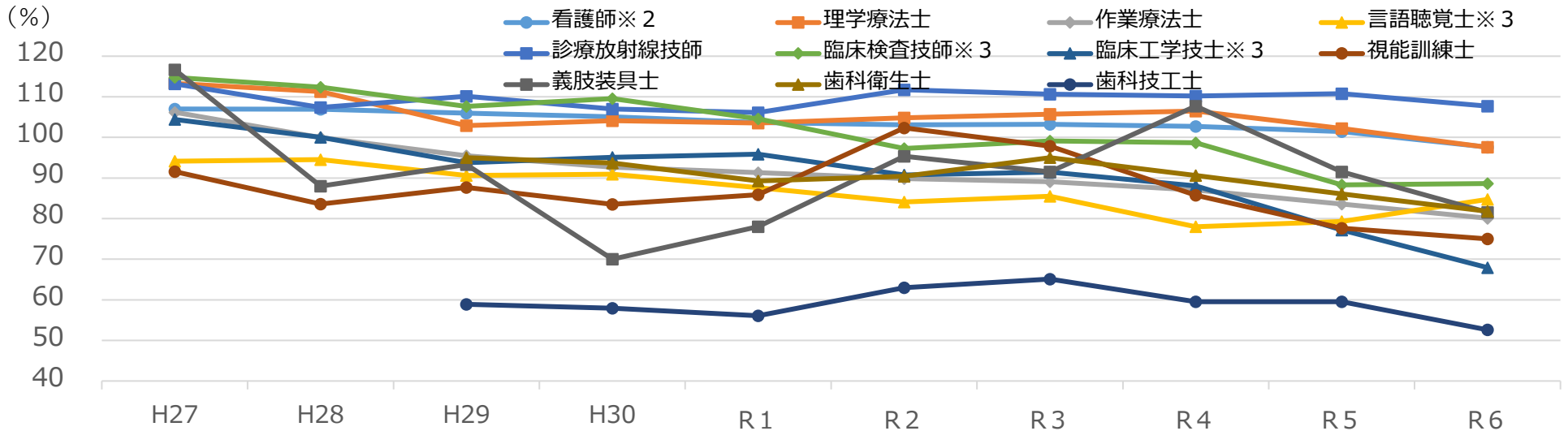
※7 入学者数不明の学校を除いて算出。

医療関係職種養成校の定員充足率の経年変化

専修学校等の入学定員充足率



大学・短期大学・専門職大学の定員充足率



※1 専門学校3年課程のみの値 ※2 大学3年課程のみの値

※3 言語聴覚士法第33条第4号、臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号、4号、臨床工学技士法第14条第4号の学校に係る値は除く 注) 救急救命士についてはデータなし

看護師等学校養成所等の充足率、課程廃止の状況

- 学校養成所における課程の廃止数について、看護師については年間約30~40校程度で推移しており、現時点で把握している限り、今後6年間で94校が廃止予定となっている。理学療法士等についても、各年で課程の廃止が続いている。
- こうした定員充足率及び課程の廃止が地域の養成体制や医療提供体制に与える影響について地域ごとに把握し、検討・対応していく必要がある。

課程の廃止数※の推移

※指定取り消しの日を基準として算出

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※2
看護師※1	29	35	45	34	34

(参考) 2025年度募集中 の課程数※3	(参考) 2025年度から6年 間のうちに廃止予定 の課程数(R8.5時点 で把握したもの)※4
1703	94

- ※1 2020年~2024年：「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の調査より看護課にて集計。
- ※2 2025(令和7)年度調査の看護師等学校養成所の総調査課程数は1,787課程。
- ※3 募集中の課程数。
- ※4 都道府県に看護師等養成所を対象とした課程の廃止予定(2025~2030年度)を調査し、回答のあった数。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
理学療法士	8	8	2	4	6
作業療法士	7	2	1	4	6
言語聴覚士	5	3	2	2	5

(参考) 2025年度募集中 の課程数※1
288
203
78

- ※1 募集中の課程数。
- ※ 専修学校については厚生労働省医政局調べ、大学・短期大学・専門職大学・特別支援学校については文部科学省調べ(言語聴覚士については言語聴覚士法第33条第4号に規定する学校を除く。)

医療関係職種の学校養成所における配置教員等

○ 教育の質の確保等の観点から、医療関係職種の学校養成所においては、一般的な学校教育制度とは別に専任教員と事務職員の配置要件を定めている。

医療関係職種の学校養成所の配置基準

○専任教員：本務として専ら当該学校の教育に従事し、他の学校に専任として所属しない教員（看護師等養成所の運営に関する指導要領について（平成15年3月26日付医政発第0326001号）等より参照）
 ○基幹教員：教育課程の編成その他の学部運営について責任を担う者であって、専ら当該大学の教育研究に従事する者又は当該教育課程において年間8単位以上の授業科目を担当する教員（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第8条より）

看護師(Ns)	理学療法士(PT)	作業療法士(OT)	言語聴覚士(ST)	歯科衛生士(DH)	歯科技工士(DT)
○専任教員 Ns 8人以上 ※学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人増すごとに1人増員すること ※1学級当たりの定員は40人以下であること ○教務に関する主任者 ○専任事務職員	○専任教員 PT 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 OT 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 ST等 5人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上40人以下であること（※令和9年度より専任教員数は6人以上） ○専任事務職員	○専任教員 DH等 4人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上50人以内であること ○教務に関する主任者 ○専任事務職員	○専任教員 DT等 3人以上 ※1学級当たりの定員は30人以内であること ○教務に関する主任者 ○専任事務職員
診療放射線技師(RT)	臨床検査技師(MT)	臨床工学技士(CE)	義肢装具士(PO)	視能訓練士(CO)	救急救命士(EMT)
○専任教員 RT等 7人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上50人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 MT等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 CE等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上40人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 PO等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上30人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 CO等 6人以上 ※1学年に1学級増すごとに3人増員すること ※1学級当たりの定員は10人以上50人以下であること ○専任事務職員	○専任教員 EMT等 3人以上 ※1学級当たりの定員は10人以上50人以下であること ○専任事務職員

各学校養成所指定規則並びに養成所指導ガイドライン等より抜粋

学校教育制度（最低基準）

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）	専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）	各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）
学部に応じ定める基幹教員数※一学科で組織する場合： 12人以上（定員200～400人（看護学関係）） 14人以上（定員200～400人（看護学関係以外の保健衛生学関係）） 大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数： 7人以上（定員400人）or 12人以上（定員800人）	教員数（高等課程又は専門課程）： 3人以上（定員80人まで）、4～6人以上（定員81人～200人）、7～14人以上（定員201～400人）、15名以上（定員401人以上） 教員数（一般課程）： 3人以上（定員80人まで）、4～6人以上（定員81～200人）、7人以上（定員200人以上） ※教員の数の半数以上は、基幹教員でなければならない。基幹教員は3人を下回ることができない。 ※4分の3以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員（必要基幹教員）	教員数： 3人以上（課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を配置）

医療関係職種の学校養成所における設備等

医療関係職種の学校養成所に必要な設備等

看護師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	歯科衛生士	歯科技工士
<p>右記の理学療法士①～⑥と同様 ※その他特有の設備等として、専用の在宅看護実習室を有すること。(実習室と在宅看護実習室の兼用が可能。)</p>	<p>①：普通教室 ②：実習室(適当な広さの実習室) ③：教材・設備(教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること) ④：実習施設(臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること) ⑤：実習指導体制(実習について適当な実習指導者の指導が行われること) ⑥：管理・運営(管理及び維持経営の方法が確実であること)</p>	<p>左記の理学療法士①～⑥と同様。</p>	<p>左記の理学療法士①～⑥と同様。</p>	<p>左記の理学療法士①～⑥と同様。 ※その他特有の設備等として、専用の実験室を有すること。</p>	<p>①～⑥について左記の理学療法士と同様。 ※その他特有の設備等として、基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。</p>
診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	義肢装具士	視能訓練士	救急救命士
<p>上記の理学療法士①～⑥と同様。 ※その他特有の設備等として、専用の実験室を有すること。</p>	<p>上記の理学療法士①～⑥と同様。</p>	<p>上記の理学療法士①～⑥と同様。</p>	<p>上記の理学療法士①～⑥と同様。 ※その他特有の設備等として、製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所を実習施設として利用すること。</p>	<p>上記の理学療法士①～⑥と同様。 ※その他特有の設備等として、実習施設のうち主たる病院は、実際に斜視手術及びその他の斜視治療並びに視能訓練を行っているものであること。</p>	<p>上記の理学療法士①～⑥と同様。</p>

各学校養成所指定規則並びに養成所指導ガイドライン等より抜粋

学校教育制度(最低基準)

大学設置基準	専修学校設置基準	各種学校規程
<ul style="list-style-type: none"> 校舎(教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設) 教育研究上必要な資料及び図書館 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校舎等(教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附帯施設。なるべく、図書室、保健室、教員研究室等) 機械、器具、標本、図書その他の設備 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 校舎(教室、管理室、便所その他必要な施設。課程に応じ、実習場その他の必要な施設) 必要な校具、教具、図書その他の設備 <p>等</p>

看護師等養成所の施設設備に関する規定について

【機械器具、模型及び図書】 数量の記載がないものは、適当数。

※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。

ベッド：成人用ベッド 学生4人に1、小児用ベッド・新生児用ベッド各1、保育器※、床頭台・オーバーベッドテーブル・患者用移送車（ストレッチャー）各1、担架※

実習用モデル人形：看護実習モデル人形 学生10人に1、注射訓練モデル、静脈採血注射モデル、気管内挿管訓練モデル、救急蘇生人形、経管栄養訓練モデル、吸引訓練モデル、

導尿訓練モデル、浣腸訓練モデル、乳房マッサージ訓練モデル、沐浴用人形 学生4人に1、ファントム

看護用具等：洗髪用具一式、清拭用具一式、沐浴槽 学生4人に1、排泄用具一式、口腔ケア用具一式、罨法用具一式

処置用具等：診察用具一式、計測器一式、救急処置用器材一式、人工呼吸器※、注射用具一式、経管栄養用具一式、浣腸用具一式、洗浄用具一式、処置台又はワゴン、

酸素吸入装置及び酸素ボンベ※、吸入器※、吸引装置又は吸引器※、心電計※、輸液ポンプ※

機能訓練用具：車椅子、歩行補助具※、自助具（各種）

在宅介護用具：手すり付き風呂・車椅子用トイレ・低ベッド各1

リネン類（各種）

模型：人体解剖・人体骨格・血液循環系統・頭骨分解・心臓解剖・呼吸器・消化器・脳及び神経系・筋肉・皮膚裁断・目、耳の構造・歯の構造・鼻腔、咽頭、喉頭の構造・腎臓及び

泌尿器系・骨盤径線・妊娠子宮・胎児発育順序・受胎原理各1

栄養指導用フードモデル（各種）

視聴覚教材：映像・音声を記録・再生する装置一式、教材DVD等、プロジェクター、ワイヤレスマイク

その他：パーソナルコンピューター、複合機、プリンター

図書：基礎分野に関する図書1,000冊以上、専門基礎分野及び専門分野に関する図書1,500冊以上、学術雑誌20種類以上

理学療法士養成施設の施設設備機器

- 普通教室：1.65[m²/人]以上の面積
- 講堂
- 基礎医学実習室、理学療法実習室（機能訓練室、治療室）、補装具室、水浴室、日常動作訓練室
- ロッカールーム又は更衣室
- 機械器具・標本及び模型（表1）
- 図書室：専門図書1000冊以上うち理学療法関係図書各20種類100冊以上、学術雑誌20種類以上

表1. 機械器具の品目一覧

解剖用具一式	重心動揺分析装置一式	バランスボード	バイオフィードバック機器	水温計	台所ユニット（車椅子用）
人体解剖用視聴覚教材一式	運動解析装置（三次元動作解析装置）	平行棒	弾性包帯各種一式	部分浴槽	バスユニット（車椅子用）
血圧計	床反力計一式	歩行器	歩行介助用ベルト	渦流浴装置	洗面台（車椅子用）
聴診器	検査測定・治療台	杖	高さの異なる台	気泡浴装置	入浴用補助用具一式
心電図計測装置一式	表面温度計	プラットフォームマット	ホットパック	極低温治療器具	ギブス用具一式
スパイロメーター	タイマー	体位排痰訓練台	ホットパック加温器	電気洗濯機	四肢の断端モデル
呼気ガス分析装置一式	体脂肪測定器具	マット	パラフィン加温器	調理道具一式	義足及び各部品
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	形態測定器具一式	バルーン	極超短波治療器	改造衣類一式	義手及び各部品
吸引装置一式	メジャー	メディシンボール一式	超短波治療費	ラップボード	装具・スプリント及び各部品
筋電図計測装置一式	関節角度計一式	ロール	超音波治療器	ポータブル便器	体圧計測装置
神経検査器具一式	ピンチメーター一式	三角マット	光線療法治療機器	標準型車椅子	ポジショニング用クッション一式
トレッドミル	ハンドヘルドダイナモメータ	プッシュアップ台	レーザー治療器	車椅子	座位保持装置一式
自転車エルゴメーター	知覚検査一式	重スライバンド	コールドパック	電動式車椅子	装具・スプリント等製作用具一式
ハンドエルゴメーター	握力計一式	砂袋	バイブレーター	車椅子用クッション	作業台
顕微鏡	背筋力計	鉄亜鈴	電気刺激治療器	サスペンションスリング	視聴覚教材各種
ストップウォッチ	肺活量計	滑車	頸椎けん引装置	アームスリング	パーソナルコンピュータ
メトロノーム	筋機能解析装置	肋木	腰椎けん引装置	腕可動支持器	
A E D	起立訓練ベッド	ローラーチェアー	バネ秤	トランスファーボード	
多用途記録装置	姿勢鏡	足関節矯正用ウェッジ一式	保護眼鏡	リフター	

臨床工学技士養成所の施設設備機器

- 専用教室：1.65[m²/人]以上の面積
- 実習室（基礎工学実習室、基礎医学実習室、臨床工学実習室）：5[m²/人]以上の面積
- ロッカールーム又は更衣室
- 機械器具、標本及び模型（表1）
- 専門図書1000冊以上、学術雑誌20種類以上

表1. 機械器具、標本の品目一覧

解剖学教育用機材	人工心肺装置	※動脈表在化を含むバスキュラーアクセスへの穿刺針の接続・抜去のシミュレーションに係る器具備品
生理学教育用実験材料	補助循環装置	※内視鏡用ビデオカメラ保持に係るシミュレーター式
病理学教育用機材	血液透析装置	組織標本
オシロスコープ	ペースメーカ及びプログラマ	人体解剖模型
信号発生器	除細動器及び除細動器チェッカ	人体内臓模型
電動機	電気安全チェッカ	人体骨格模型
変圧器	電気メス及び電気メスチェッカ	呼吸器模型
直流電源装置	患者情報モニタ(心電図、血圧、血液ガス、呼吸ガス等を計測するもの)	血液循環系模型
デジタルマルチメータ	輸液ポンプ 一式	心臓解剖模型
パーソナルコンピュータ	救命処置生体シミュレータ	腎臓及び泌尿器模型
人工呼吸器	静脈注射シミュレータ	脳及び神経系模型

※臨床実習施設において学ぶことができる場合には、養成所において有することを要しない。

臨床工学技士養成所指導ガイドラインより引用

医療関係職種の養成所の収益構造（例）

- 例えば看護師等養成所については、その運営費において、収入面では学生納付金が大きな割合を占め、入学者数の減少が収入の減少に直結する。一方で、支出面では人件費も大部分を占めており、この費用は固定的で削減が困難である。
- 結果として、定員充足率が減少する局面においては、収入と支出のバランスが崩れ、財政的な負担が生じやすいという課題がある。

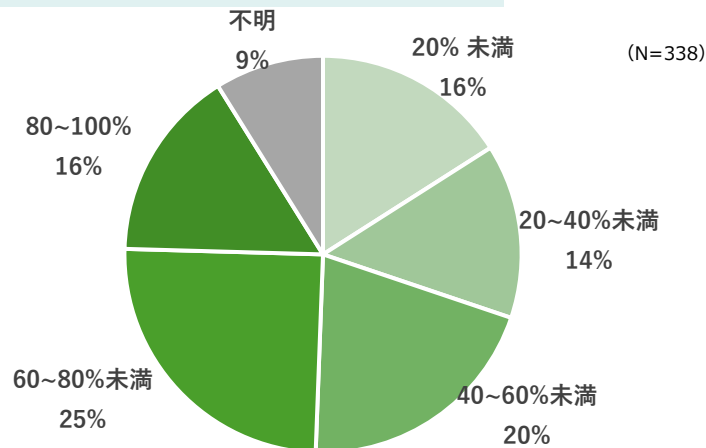
医療関係職種の養成所の運営費（例）

		科目
収入	教育活動内収入	学生納付金収入
		手数料収入
		経常費等補助金収入
		寄付金収入
		付随事業収入
		雑収入
	その他収入	

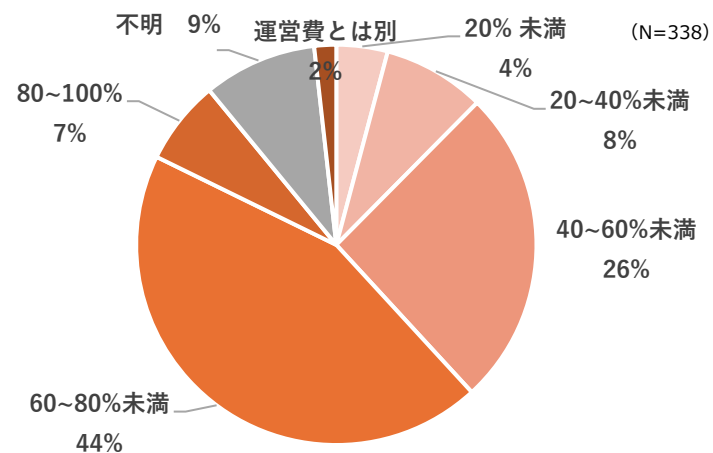
		科目
支出	教育活動内支出	人件費支出
		教育研究経費支出
		管理経費
	その他支出	

看護師等養成所の運営費

収入に占める学生納付金の割合



支出に占める人件費の割合



看護師等養成所における若手の専任教員が抱える課題

新任期（入職後1～3年目）の若手の専任教員は、仕事量の多さに加え、学生指導とサポートへの困難感やキャリアアップに関して課題を感じている。課題に対して、ICT等による業務効率化、他の専任教員との協力体制、キャリアアップのための制度や人員確保の支援を必要としている。

専任教員のうち入職後5年未満の退職者が全体の約半数を占めており、支援ニーズに対応する体制整備が求められる。

若手教員が感じる課題

【業務全般の課題】

- 仕事量が多く、休日に自宅で仕事をしている。
- 先輩教員が採用してきた方法通りに授業準備や作業をすることが要請される。

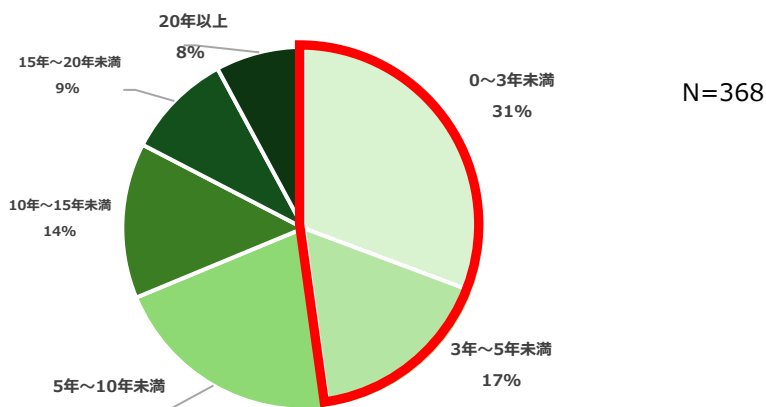
【学生指導の課題】

- 実習現場で学生をサポートする業務負荷が高い。
- 特性を持つ学生に対する向き合い方や教育のあり方が分からず悩んでいる。
- 欠席や提出物を提出しないことが多い学生を指導する際、指導する側である自分自身が感情的になり、適切な指導が難しい。
- 身に付けたい能力は、学生の個性をうまく見抜いて指導する力。学生との年齢が離れているためか、個性を見抜くことが難しい。

【キャリアアップの課題】

- 授業の内容をより良くしたい。ただし、その先のこと（例えば修士課程をとりたい・学校に通いたい・新たな分野を勉強したい等）までは現状考えられていない。
- 専任教員として最新の知識と技術を身に付けるには、学校内や一般的なセミナーの研修では限界がある。

退職者の経験年数



令和7年度 日本看護学校協議会 看護師等養成所の管理・運営に関する実態調査

若手教員が求める支援

【業務全般の支援】

- 業務効率につながるシステムやツールの利用。

【学生指導の支援】

- 専任教員対学生の対一の個別的な対応から複数名の専任教員で対応する体制整備。

【キャリアアップ支援】

- 看護教員として最新の知識と技術を身に付ける機会。
- 臨床現場での実務研修制度。
- 研修中の不在を補う人員確保。

大学における遠隔授業について

○大学においては、面接授業のほか、遠隔授業を実施することが可能（大学設置基準第25条第2項）。

○遠隔授業により修得可能な単位数の上限に関しては以下のとおり（同令第32条第5項等）。

【学部】卒業要件124単位中、60単位まで

※短期大学については、2年制の場合は卒業要件62単位中30単位まで、3年制の場合は卒業要件93単位中46単位まで等

※授業の一部が遠隔授業で、主として面接授業により修得した単位と認める場合には、上限への算入は不要

※通信制については、卒業要件124単位すべてを遠隔授業により修得可

【大学院】修了要件30単位全てを遠隔授業により修得可。ただし、必要な研究指導を受けなければならない。

※専門職大学院については、メディア授業によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業において実施可能

※専門職大学院のうち、法科大学院の修了要件については93単位、教職大学院の修了要件については45単位

○実施可能な遠隔授業の要件は以下のとおり（平成13年文部科学省告示第51号）。

① 次のいずれか要件を満たすこと。

- ・ **同時かつ双方向に行われるもの**であって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(科目等履修生の場合、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- ・ 毎回の授業の実施に当たって、**指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面**することにより、又は**当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかに**インターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による**十分な指導を併せ行う**ものであって、かつ、**当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保**されているもの

② 大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

○そのほか、遠隔授業の実施に関する主な留意点や、遠隔授業の課題への対応、遠隔授業を活用した新たな取組等については、「**大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン**」（令和5年3月28日文部科学省高等教育局 専門教育課 大学教育・入試課）を参照されたいこと。

大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて (令和5年3月28日付事務連絡)

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、大学・高等専門学校において遠隔教育は急速に普及。
(調査研究対象校における全授業科目数のうち、全部又は一部を遠隔授業により実施する科目数の平均割合は、R3年度が約6割、R4年度が約4割)
- ポストコロナの高等教育の在り方を考えるに当たっては、大学等の学びは全てがオンライン環境で代替されるものではないこと（通信教育を行う大学を除く。）に留意しつつ、学修者本位の視点に立ち、面接か遠隔かの二分法から脱却し、双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要。
- ガイドラインは、遠隔教育の利点と課題を踏まえ、遠隔教育の質保証や、面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育の確立に資することを目的に策定。

(遠隔教育の利点と課題)

【利点】

地理的、空間的、時間的制約からの解放

(例)

- ・学生にとって自分のペースで学修できること
- ・通学が困難な状況でも学修機会を確保できること
- ・自分の選んだ場所で授業を受講できること
- ・渡航することなく多国間で国際交流の機会が確保できること
- ・国内外の他大学等の授業を受講できること 等

【課題】

- ・学生と教員との間で質疑応答等のやり取りの機会が少ないこと
- ・友人と授業を受けることができないこと 等

(新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査(令和3年5月))

ガイドラインの構成

- 本ガイドラインでは、
 - ・これまで通知等により示してきた遠隔授業の実施に関する主な留意点を改めて整理した上で、
 - ・中央教育審議会大学分科会質保証システム部会における審議等を参考に調査研究で収集した取組事例から導かれる知見を「授業運営」、「学修評価」及び「指導体制」の3つの観点から整理。

大学・高専における遠隔教育の実施に関する基本的考え方

一 遠隔授業の実施に関する主な留意点①

① 遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位に係る上限等の取扱い

遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、大学設置基準第32条第5項等の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとして上限（以下「60単位上限」という。）が設定されている。

このことから、当該遠隔授業の実施については、原則として、学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となる。ただし、当該遠隔授業を実施する旨を学則に定めた上で、具体的な実施方法や対象となる授業科目を学則ではなく履修規程等の他の規程に定めることは差し支えない。

② 面接授業と遠隔授業とを組み合わせる授業科目の取扱い

面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、**例えば、面接授業と遠隔授業とを組み合わせる授業科目において、遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、60単位上限の算定に含める必要はない。**

したがって、受講者を半数に分け、交互に対面と遠隔とによる受講を行う場合等、全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱うことで差し支えない。他方、面接授業と遠隔授業とを同時に実施し、いずれの形態により受講するかを学生自らが選択可能ないわゆるハイフレックス型で行われる授業科目については、半分以上の授業時数を対面で受講する機会が設けられているとは言えないことから、遠隔授業の授業科目として取り扱うことになる。

ただし、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、障害を有する学生等一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、遠隔授業により修得する単位として計算する必要はない。

③ 非常時における特例的な措置に関する取扱い

感染症や災害の発生等の非常時には、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められる。

特例的な措置の下、弾力的な運用として実施する遠隔授業は、遠隔授業ではなく面接授業として取り扱うことができ、当該授業科目において修得する単位は60単位上限に算入する必要はない。

なお、通信教育を行う大学以外の大学等は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提としており、感染症等の対策を十分に講じた上での面接授業の実施が適当と判断されるものについては面接授業を適切に実施するなど、各大学等は学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要である。

大学・高専における遠隔教育の実施に関する基本的考え方

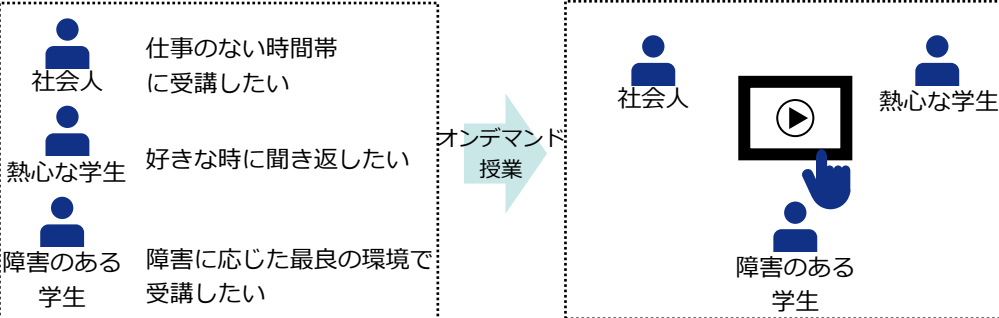
—遠隔授業の実施に関する主な留意点②—

④その他の主な留意点

- ・**遠隔授業は、**同時かつ双方向に行われるものや、毎回の授業の実施に当たって当該授業の終了後すみやかに指導を併せ行うもので、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの等、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、**面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであること。**また、**遠隔授業等の実施の検討を行う際には、以下の事項にも留意すること。**
 - ✓ 授業担当教員の授業ごとの指導計画の下に実施されていること
 - ✓ 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や確認的な課題の提出等により、当該授業の実施状況を十分把握していること
 - ✓ 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
 - ✓ 大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているか等、個々の授業の実施状況について把握していること
- ・遠隔授業等は、学内の十分な理解の下で取り組むことが重要であることから、**大学等の経営部門、教学部門、情報基盤センター等の遠隔授業推進部門等、関係組織間の緊密な連携が期待されること。**なお、ICTを活用した遠隔授業等を行う際の著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が令和2年4月28日に施行され、**補償金を支払うことにより、著作権者等の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となっていることに留意すること。**
- ・**面接授業の機会が著しく少ない場合等においては、**面接授業を実施できない理由や、それに代わる学生の交流機会の設定等の必要な情報について、**学生に対し合理的な説明を丁寧に行うなどの配慮が求められること。**
- ・**各授業科目の実施方法については、授業計画（シラバス）等に明示し、**学生に対して丁寧な説明に努めるとともに、その実施方針等については、受験生の進学先の参考となるよう、**インターネット等により公表することが求められること。**
- ・遠隔授業の実施に当たっては、十分な通信環境を持たない学生がいることも考えられることから、学生の情報通信機器の保有状況や地域の感染状況等を考慮した上で、大学等の教室やPCルームを開放する、PC やルータを貸与する、通信回線への負荷に配慮した授業方法の組合せとする、画質調整等によるオンライン教材を低容量化する、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、**学生の通信環境に十分に配慮する必要があること。**また、遠隔授業を行う際には、**障害のある学生への受講に十分配慮すること。**必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織等とも連携の上、個別に当該学生と相談すること。

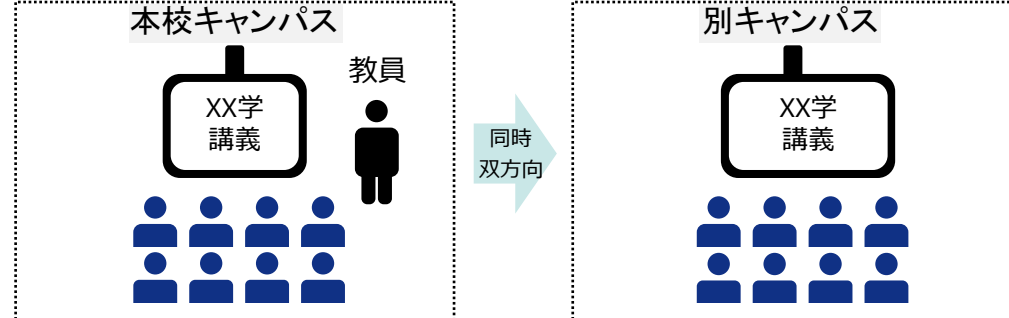
多様な学生・受講スタイルへのニーズ

オンデマンド授業の活用



- ・繰り返し学習可能
- ・場所、時間を問わず学習可能

同時双方向授業の活用



- ・市外や県外に転居が不要
- ・学生同士で課題の確認等が可能

こんな悩みありませんか?

夜間部 オンライン授業 スタート!

仕事で、通学・登校の時間が間に合わない

職場や自宅からの移動時間が負担!

育児や習い事で、学校に通えない

産学授業は原則オンライン! 登校は原則週3日! すべての産学授業をアーカイブ配信!

日本リハビリテーション専門学校では、2026年度より夜間部の学び方が大きく変わります。オンライン授業を大幅に取り入れて、「通えないから…」で資格取得をあきらめない学習支援をスタートします。

「通えない」で諦めない、
こんな方におすすめの新しい学び方

キャリアアップやキャリアチェンジを目指して理学療法士や作業療法士の国家資格を目指したいけど悩んでいた方に最適です。

<こんな方におすすめ>

- ・仕事をしているから18:00開始の授業に間に合わない
- ・資格は取りたいけど、資格の勉強と仕事の両立に自信がない
- ・育児中でまとまった時間が取れないなど、忙しい
- ・別の学校にも通っていて、学習の両立が難しい
- ・学費の工面が必要な方 など。

日本リハビリテーション専門学校



むつ下北キャンパスでの学びについては、オンライン講義とともに美保野キャンパスでの対面による講義を週2回実施

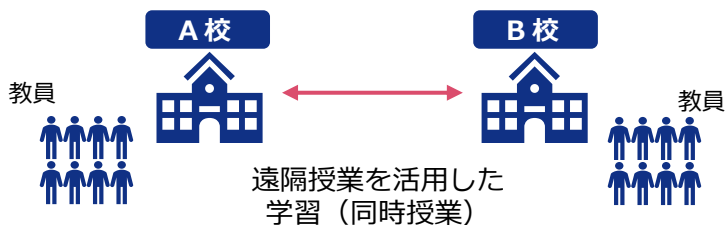
八戸学院大学むつ下北キャンパス

多様で柔軟な学習環境（例）

- 今後18歳人口の減少が続く中でも、地域において必要な医療が提供されるよう、医療関係職種を安定的に養成していく観点から、地域資源や学修者の背景等に応じて多様で柔軟な学習環境を整備している事例がある。
- こうした取組が、教育の質の維持・向上とともに、教員の負担軽減等に寄与しているところ。

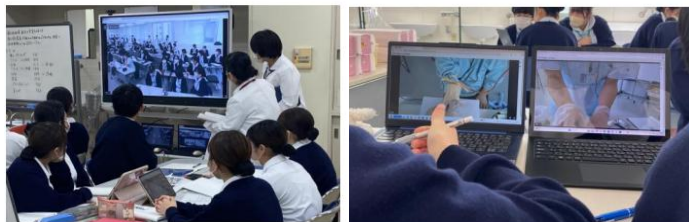
【具体例】多様で柔軟な学習環境

①遠隔授業を活用した学習の事例



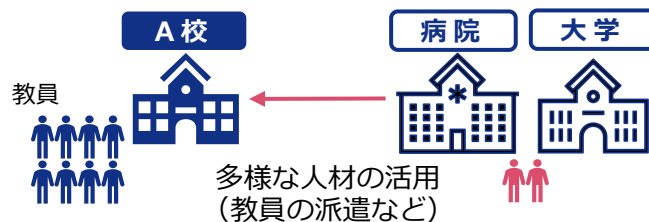
・他校と遠隔で合同授業を実施。

- ・学生は端末で看護師役／患者役の手元を同時に確認しながら学習。



(※)「看護DXの取り組みハンドブック2024」 厚生労働省 令和6年度実施した看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

②多様な人材を活用して学校を運営する事例

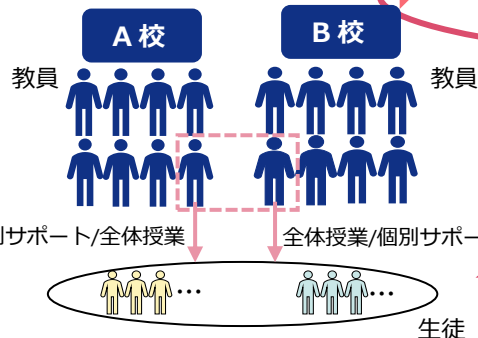


・地域の近隣病院の看護職員が学校へ在籍出向（3年）する事例。

- ・これにより、カリキュラム改正やシミュレーション教育など、病院の看護職員・学生ともに最新の知見を深めることもでき、両者にとって新たな学びの機会となる。
- ・任期を終えた病院の看護職員は、病院の教育指導担当者・実習指導者として教育体制の強化、学校とのパイプ役を担う。

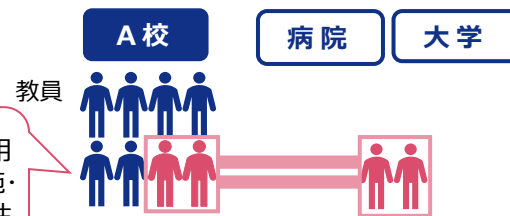
(※)「看護教員と看護職員の人事交流等事例集 15校の好事例紹介」 厚生労働省 令和4年度看護職員確保対策特別事業

地域資源や学修者の背景等に応じて、多様で柔軟な学習環境を整備。
教育の質の維持・向上とともに、教員の負担軽減等に寄与。



授業を複数校で共有することで、
学生への個別サポートの充実、
教員負担の軽減につながる可能性

学校外の実務者を教員として活用
することで、実践的な教育の実施・
教員不足の改善につながる可能性



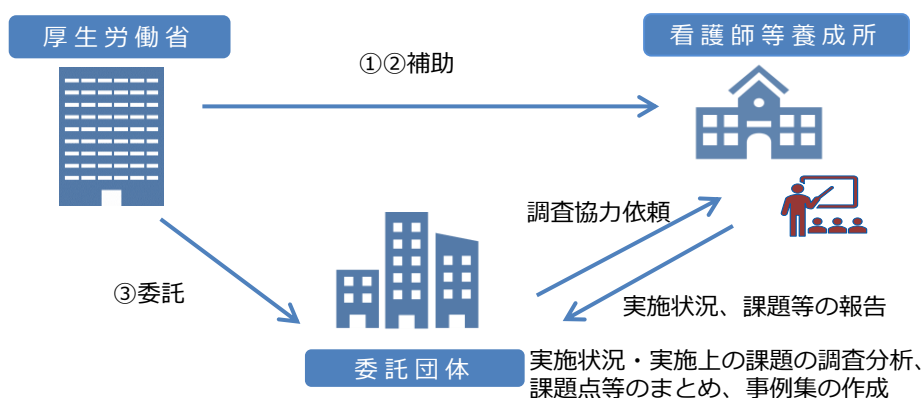
令和8年度当初予算 87百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・少子化に伴う18歳人口の減少により、看護師等養成所（以下「養成所」という。）への入学者数の減少、定員充足率の低下が顕著であり、学生不足が課題となっている。今後の持続的な看護人材の確保のためには、多様な学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保策の推進が必要である。
- ・一方、養成所の安定的な経営や教育の質の維持向上のためには、既存の施設設備及び教員の有効活用を図ることと同時に、各教員の業務負担の軽減を図ることも必要である。
- ・現場からは、遠隔授業の実施や、受講する場としてのサテライト施設の新設を検討している声もあり（令和6年度実施の都道府県を対象としたアンケートでは遠隔授業の実施については7割、サテライト施設設置については3割のニーズがあると回答）、令和6年度実施の一般社会人を対象としたニーズ調査でも、遠隔授業での受講を希望する声も多数聞かれているところ。
- ・本事業は、遠隔授業の推進を図るための養成所の取り組みに対して支援を行い、多様な背景を持つ学生のニーズにあった魅力的な学習環境の整備、既存施設設備及び教員の有効活用、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等に資することを目的として実施する。

2 事業の概要・スキーム

- ・看護師等養成所（以下「養成所」という。）においては、各養成所の特性に応じ、遠隔授業を実施。そのために必要な ①設備整備費、②養成所間の講義内容の調整等に係る経費を補助。
- ・③各養成所の実施状況や課題について調査・分析し、複数養成所で同一講義を遠隔で提供する場合の課題や実施内容についてとりまとめる。【委託】



3 実施主体等

◆実施主体：①②看護師等養成所、③シンクタンク等（委託） ◆補助率：定額（10/10相当）

医療関係職種の学校養成所の経営の一体化について

医療関係職種の学校養成所それぞれが経営の問題を抱える一方、学校養成所同士で経営を一体化し、一つの学校養成所がサテライト施設として他の学校養成所を運営するといった取組が進められている事例がある。こうした取組は、地域で必要な医療関係職種を養成することや学校養成所の再編にもつながる。(以下、イメージ図。)

経営の一体化による変化

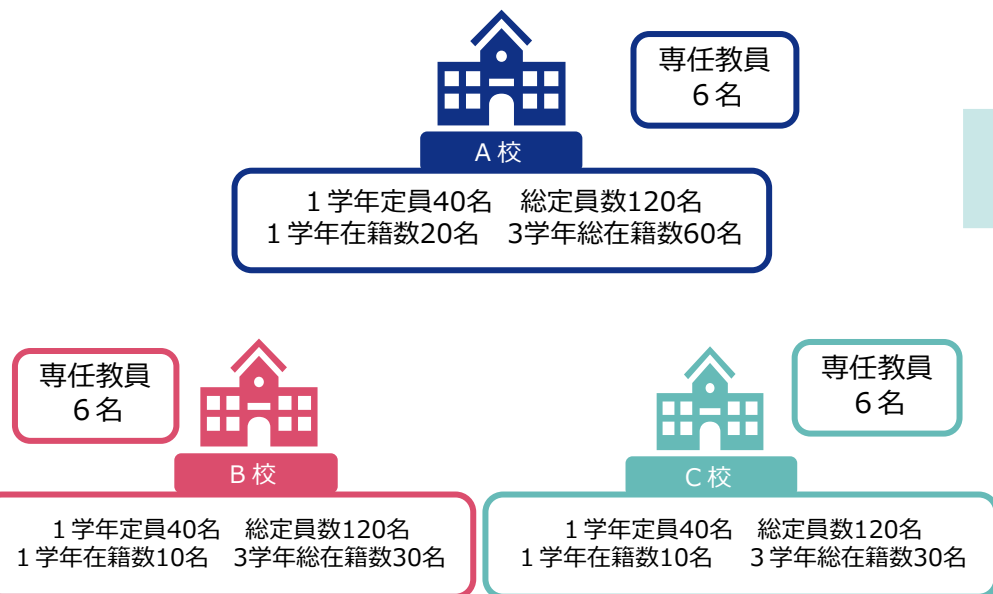
取組の実施前（理学療法士養成課程を念頭）
 総定員数120名の3校において、A校60名、B校30名、C校30名の
 在籍学生があり、専任教員が6名ずつ配置されている。

A校、B校、C校の各総定員数 各120名
 総専任教員数 6名×3校=18名

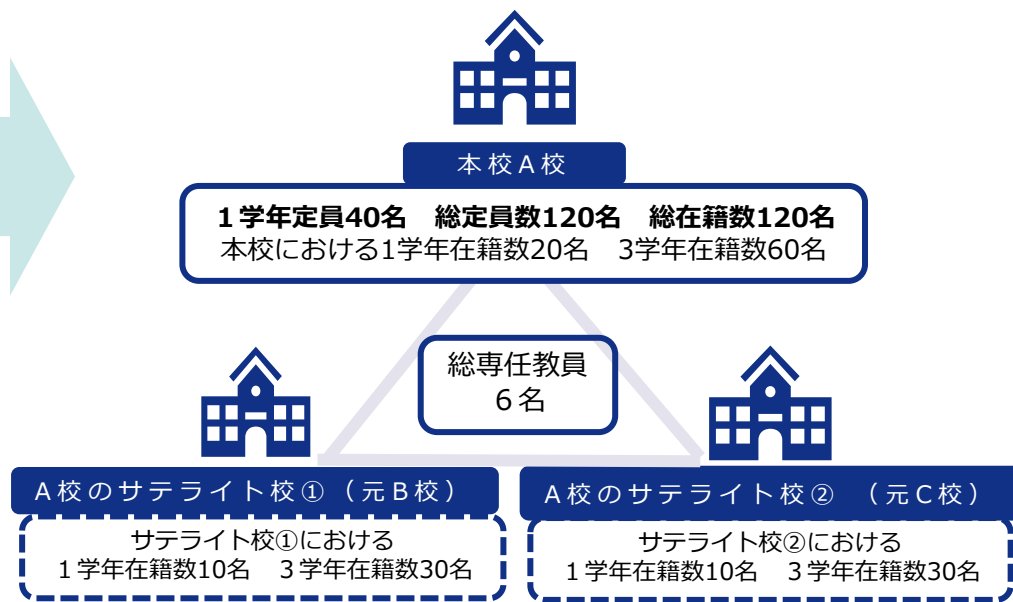
取組の実施後
 総定員数120名の本校とサテライト校において、本校A校60名、
 サテライト校①30名、サテライト校②30名の在籍学生があり、総
 専任教員が6名配置されている。

本校+サテライト校①+サテライト校②の総定員数 120名
 総在籍数120名 総専任教員数6名

経営の一体化による取組実施前



経営の一体化による取組実施後



※A校と同一設置者となる

2. 養成課程について



養成課程に関するこれまでのご意見①

<第120回社会保障審議会医療部会（令和7年10月27日）>

- ・ 医療関係職種が自身の能力を高めながら、意欲・能力やライフコースに合わせた働き方とかを選択できるということは賛成。社会人にとっても魅力的なものとするのは重要。そのときには、個別の事情に応じた修業の期間の柔軟化や、現在でも行われている多職種間での履修科目の認定の更なる検討も視野に入れてはどうか。
- ・ 看護師以外の職種が看護師資格の取得を目指すのであれば、看護の質の維持の観点から、看護師の正規の養成課程を経る必要がある。既に大学設置基準において、各教育機関における既修単位の認定が認められているため、教育機関における認定がよりやりやすくなるよう、ガイドラインで示すなどの取組をしていただきたい。

新たな地域医療構想に向けて、限られたマンパワーで一人一人がより専門性を発揮していかななくてはならず、養成課程について議論するなら、むしろ質の向上のために何ができるかについての議論の場を設けていただきたい。

<第121回社会保障審議会医療部会（令和7年11月25日）>

- ・ 各職種の状況に応じた支援のみならず、養成課程そのものについて幅広い検討が必要。職種ごとの最適化ではなく、全体視点での最適化を目指した議論をするべき。
- ・ 修業年限の柔軟化などは、数の確保には役立つかもしれないが、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や生産年齢人口の減少を見据えれば、量的確保のためだけの養成課程の議論のみに限定せず、もっと根本的に、2040年の看護のあるべき姿、あるいは看護提供体制の在り方について議論することが必要。勤務環境や処遇の改善などを含めた総合的な検討の場を設置していただいて、早急に検討していただくよう強く要望する。

<第122回社会保障審議会医療部会（令和7年12月8日）>

- ・ 人材養成や人材確保、特に養成に関しては時間がかかる。時間軸を考えると猶予がないので、早急に議論を開始し、結論を得るべき。その際には職種縦割りでの改善策の議論にとどまらず、医療・介護分野を志向する貴重な人材という資源の全体での最適な配置を目指して、アジェンダのセッティングをお願いしたい。

養成課程に関するこれまでのご意見②

<第1回医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会（令和8年5月7日）>

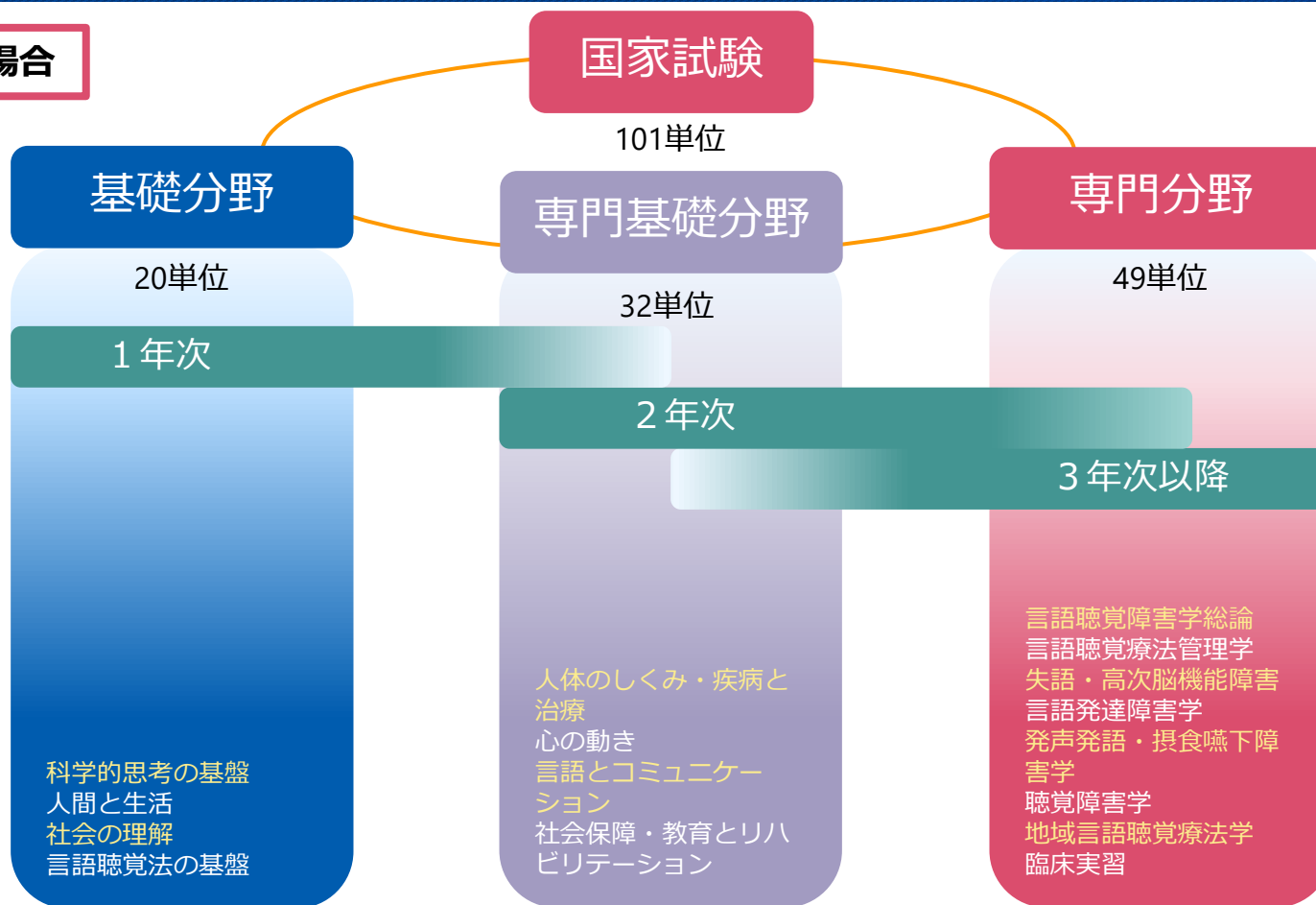
- ・ 職種によって修業年限はバラバラであり、同じ職種内でも様々な養成課程が存在しているため、教育の質の担保には留意いただきたい。
- ・ 資格の複数取得を進めるに当たっては共通カリキュラムの認定や大学院などで修士をとりながらの単位認定などが考えられるが、今の単位をどのように柔軟に組み替えていくのか（中略）、また指定規則の柔軟化も含めて検討する必要がある。

<第2回医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会（令和8年5月25日）>

- ・ 高卒者を中心とした学生募集に加えて、大学進学の見学転換者、既卒者を受け入れる教育体制の整備が必要。
- ・ 社会人学生が履修をしやすくするような、各学校における養成課程の柔軟な対応について、国や職能団体においても、前向きな取組として捉え、環境整備のために何ができるか、検討するべき。
- ・ 社会人の学び直しのために、例えば（中略）子育てや家事負担などと並行して学び直すことができるような週末・夜間の教育コースの設置、託児サービスの準備などの工夫も期待したい。

養成課程の概要

* 言語聴覚士の場合



	看護師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	救急救命士
基本の修業年限	3年以上	3年以上	3年以上	3年以上	3年以上	3年以上	3年以上	3年以上	3年以上	3年以上	2年以上	2年以上
省令上の単位数	102単位	101単位	101単位	101単位	102単位	102単位	101単位	101単位	100単位	93単位	62単位	70単位

養成に係る修業年限

○ 原則、修業年限3年以上（100単位程度）を基本としつつ、一定の条件の下で修業年限が短縮された課程が設けられている。

目指す資格	基本の修業年限 (単位数)	基本より短い修業年限 (単位数)	一定の条件（入学資格）
看護師	3年以上（102単位）	2年以上（68単位）	2年課程(全日制)：免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師
			2年課程(定時制)：免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師
			2年課程(通信制)：免許を得た後5年以上業務に従事している准看護師
理学療法士	3年以上（101単位）	2年以上（66単位）	作業療法士
作業療法士	3年以上（101単位）	2年以上（66単位）	理学療法士
言語聴覚士	3年以上（101単位）	2年以上（81単位）	大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められ、大学専攻科・大学院の入学資格を有する者
		2年以上（81単位）	大学、高専又は医療関係職種の資格法の規定により指定されている学校等において1年（高専は4年）以上修業し、かつ指定科目を修めた者
		1年以上（81単位）	大学、高専又は医療関係職種の資格法の規定により指定されている学校等において2年（高専は5年）以上修業し、かつ指定科目を修めた者
診療放射線技師	3年以上（102単位）	—	なし
臨床検査技師	3年以上（102単位）	—	なし
臨床工学技士	3年以上（101単位）	2年以上（87単位）	大学、高専又は医療関係職種の資格法の規定により指定されている学校等において1年（高専は4年）以上修業し、かつ指定科目を修めた者
		1年以上（87単位）	大学、高専、医療関係職種の資格法の規定により指定されている学校等において2年（高専は5年）以上修業し、かつ指定科目を修めた者
視能訓練士	3年以上（101単位）	1年以上（75単位）	大学又は保育士養成学校若しくは看護師等養成学校において2年以上修業し、かつ指定科目を修めた者
義肢装具士	3年以上（100単位）	2年以上（79単位）	大学、高専又は医療関係職種の資格法の規定により指定されている学校等において1年以上修業し、かつ指定する科目を修めた者
		1年以上（52単位）	義肢・装具製作の技能検定一級合格者、又は同検定二級合格者のうち、大学において6か月以上（高等専門学校は3年6か月以上）修業し、指定する科目を修め、かつ当該合格後5年以上義肢装具製作に従事した者
歯科衛生士	3年以上（93単位）	—	なし
歯科技工士	2年以上（62単位）	—	なし
救急救命士	2年以上（70単位）	1年以上（62単位）	大学、高専又は看護師養成所等において1年（高専は4年）以上修業し、かつ指定科目を修めた者
		1年以上（33単位）	救急業務に関する講習を修了し、救急業務に5年以上従事した者又は2,000時間以上従事した者
		6月以上（33単位）	救急業務に関する講習を修了し、救急業務に5年以上従事した者又は2,000時間以上従事した者であり、かつ現に救急業務に従事している者

シラバスによる既修得科目の内容等評価の例

A校シラバス		
理学療法士		
科目名：感染・免疫学		単位数：1単位
回数	項目	内容
1	病原体学総論、感染症総論	感染症と主な病原体（プリオン、ウイルス、細菌、真菌、原虫等）の分類・命名・特徴・構造・遺伝・物質代謝と増殖等等、各種病原体の病原性と感染経路
2	院内感染対策、日和見感染症	感染管理から見た病原体と検査の知識
3	滅菌と消毒、化学療法	主な滅菌法、消毒法と消毒薬
4	呼吸器感染症	結核、連鎖球菌、ジフテリア、百日咳、マイコプラズマ、インフルエンザ、麻疹、風疹、ムンプス、種々のウイルスによる風邪症候群等
5	性感染症とウイルス性肝炎	エイズ、淋病、梅毒、性器クラミジア症、性器ヘルペス、尖圭コンジローマ、肝炎等
6	食中毒・消化管感染症	感染型と毒素型食中毒、病原性大腸菌、赤痢菌、サルモネラ菌、コレラ菌、ペスト菌、ノロウイルス、赤痢アメーバ等
7	真菌・寄生虫	真菌感染症と寄生虫感染症、カンジダ、アスペルギルス、マラリアなど
8	免疫学（1）	免疫の働きを担う主な器官、細胞と分子、 自然免疫 と獲得免疫、 液性免疫 と 細胞性免疫 、免疫反応の基本的仕組
9	免疫学（2）	自己免疫疾患 、 免疫不全症 等免疫の生理学的と病理学的役割
10	免疫学（3）	アレルギー 、感染免疫（予防接種、ワクチン）等免疫の生理学的と病理学的役割
11	知識確認試験（対面）	知識確認試験（対面）
12		
13		
14		
15		

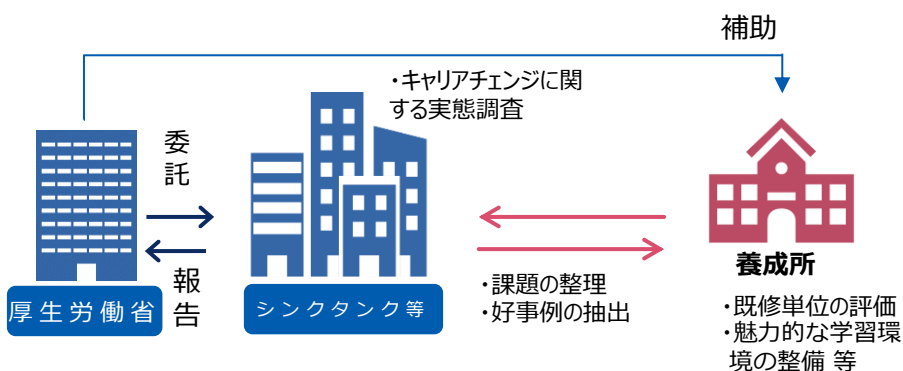
B校シラバス		
臨床工学技士		
科目名：臨床免疫学・感染		単位数：1単位
回数	項目	内容
1	免疫系全体の枠組み	免疫系全体の枠組みを理解できる
2	自然免疫	自然免疫 について理解でき、説明できる
3	液性免疫：B細胞免疫	液性免疫 について理解できる
4	細胞性獲得免疫：T細胞応答	細胞性免疫 について理解できる
5	細胞性獲得免疫：T細胞応答サイトカイン	細胞性免疫 について理解できる
6	免疫の制御	免疫の制御について理解できる
7	自己免疫疾患	自己免疫疾患 について理解できる
8	先天性・後天性免疫不全	先天性・後天性免疫不全 について理解できる
9	アレルギー	アレルギー について理解できる
10	免疫の検査法	免疫の検査法について理解でき、説明できる
11	がんと免疫	がんと免疫について理解できる
12	感染症のあらまし	感染症のあらましについて理解でき、説明できる
13	細菌感染に対する防御免疫	細菌感染に対する防御免疫について理解でき、説明できる
14	ウイルス感染に対する防御免疫、移植免疫	ウイルス感染に対する防御免疫、移植免疫について理解でき、説明できる
15	免疫補助療法、免疫を高める食品とサプリメント	免疫補助療法、免疫を高める食品とサプリメントについて理解でき、説明できる。

令和7年度補正予算額 1.2 億円

1 事業の目的

- 労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、医療従事者の需要に合わせ、キャリアチェンジするために必要な資格・スキルを獲得し、医療関係職種が多様な働き方ができる仕組みを構築する必要がある。
- そこで、本事業では、医療従事者が新たに別の資格で就業することや、他産業で就業している社会人等が新たに資格を取得して医療関係職種として就業することを可能にするため、以下の取組を行うことを目的とする。
 - ① 様々な医療関係職種に対して、他の医療関係職種の養成課程を受講するための支援に関する取組や、その体制確保等を行う養成施設への支援
 - ② 他産業で就業している社会人等に対して、様々な医療関係職種の養成課程を受講するための支援に関する取組や、その体制確保等を行う養成施設への支援
 - ③ 多様な背景を持つ学生等のニーズにあった魅力的な学習環境の整備を目的として、遠隔授業の実施や、受講する場としてのサテライト施設の設置等を実施する養成施設への支援
 - ④ 医療関係職種におけるキャリアチェンジの実態を把握し、課題の整理・好事例の展開を図ることでキャリアチェンジの支援を推進

2 事業の概要・スキーム



- ① 入学者、編入者の既習単位の評価や履修免除等のための養成施設における体制整備への支援
(例えば、評価・履修免除のための新たな手法の導入・実施や、科目等履修生制度の導入・実施、これらにかかる人員確保・備品購入、会議実施等)
- ② 養成施設内にない医療関係職種の養成課程の新設や、既存の医療関係職種の養成課程の再編・増設にかかる体制整備への支援
(例えば、養成課程の新設・再編・増設(既存の課程とは異なる修業年限への変更等)にかかる人員確保や備品購入、会議実施等)
- ③ 多様な背景を持つ学生等のニーズにあった魅力的な学習環境の整備を目的とした、遠隔授業の実施、もしくは、受講する場としてのサテライト施設の設置等への支援
- ④ 医療関係職種におけるキャリアチェンジの実態調査の実施、好事例展開

3 実施主体等

◆実施主体：①～③医療関係職種養成施設（モデル校）8校程度、④シンクタンク等（委託） ◆補助率：定額（10/10相当）

3. 学校養成所の運営・養成課程に関する論点

学校養成所の運営・養成課程に関する論点

学校養成所の運営について

【現状認識・課題等】

- 医療関係職種为学校養成所においては、教育の質が確保できるよう、各職種の学校養成所の指定規則等において、専任教員等の配置や施設設備について一定の基準を設け、それに基づく運営が行われている。
- 学校養成所においては、
 - ① 学生の多様化が進む中、学生指導にかかる専任教員の負担が増大している
 - ② 収支構造をみると、収入面では学生納付金が大きな割合を占め、入学者数の減少が収入の減少につながる構造にあるなど、学生の多様化・減少等による運営上の課題を抱えている。
- 他方、
 - ① 学校養成所が、遠隔授業を活用したり、医療機関等の外部機関と連携して外部人材を活用することで、教育の質の維持・向上と教員の負担軽減につなげる
 - ② 学校養成所のサテライト形態を活用することで、地域で学生が減少する中でも、学生の教育へのアクセス確保と学校養成所の運営の効率化につなげるなど、学校養成所における授業・運営上の工夫も考えられる。



【論点】

- 学校養成所において、教育の質の維持・向上を図りつつ、教員負担の軽減・運営の効率化の観点からも、遠隔授業の活用や、学校養成所間又は外部機関との連携、サテライト形態での運営の活用等を適切に進めていく必要性・課題について、どのように考えるか。

養成課程について

【現状認識・課題等】

- 医療関係職種については、国家試験受験資格を取得するために必要な養成課程が各職種ごとに定められており、基礎分野・専門基礎分野・専門分野を学修し、必要な知識・技能を身につける。
- 社会保障審議会医療部会において、社会人等の多様な人材の参入を促す観点からの意見があった。
- 医療関係職種に関して、養成課程の面で、意欲のある多様な人材の参入を促すことができる形としていくことは、医療の質の向上や、働く場としての医療業界の魅力の向上等につながると考えられる。
- また、本検討会において、地域における医療関係職種の人材確保・養成体制の安定化に向け、都道府県が一層の役割を果たすことに期待する議論があった。都道府県が質の高い人材を確保していくに際して、養成課程の面での環境整備を図る必要もある。
- 令和8年度に厚生労働省において実施する「医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業」において、医療関係職種へのキャリアチェンジについて、学校養成所における実態・課題等について調査を実施することとしている。



【論点】

- 医療関係職種に関して、意欲のある多様な人材が参入しやすい養成課程としていく必要性や課題等について、どのように考えるか。

参考資料



基幹教員制度について

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

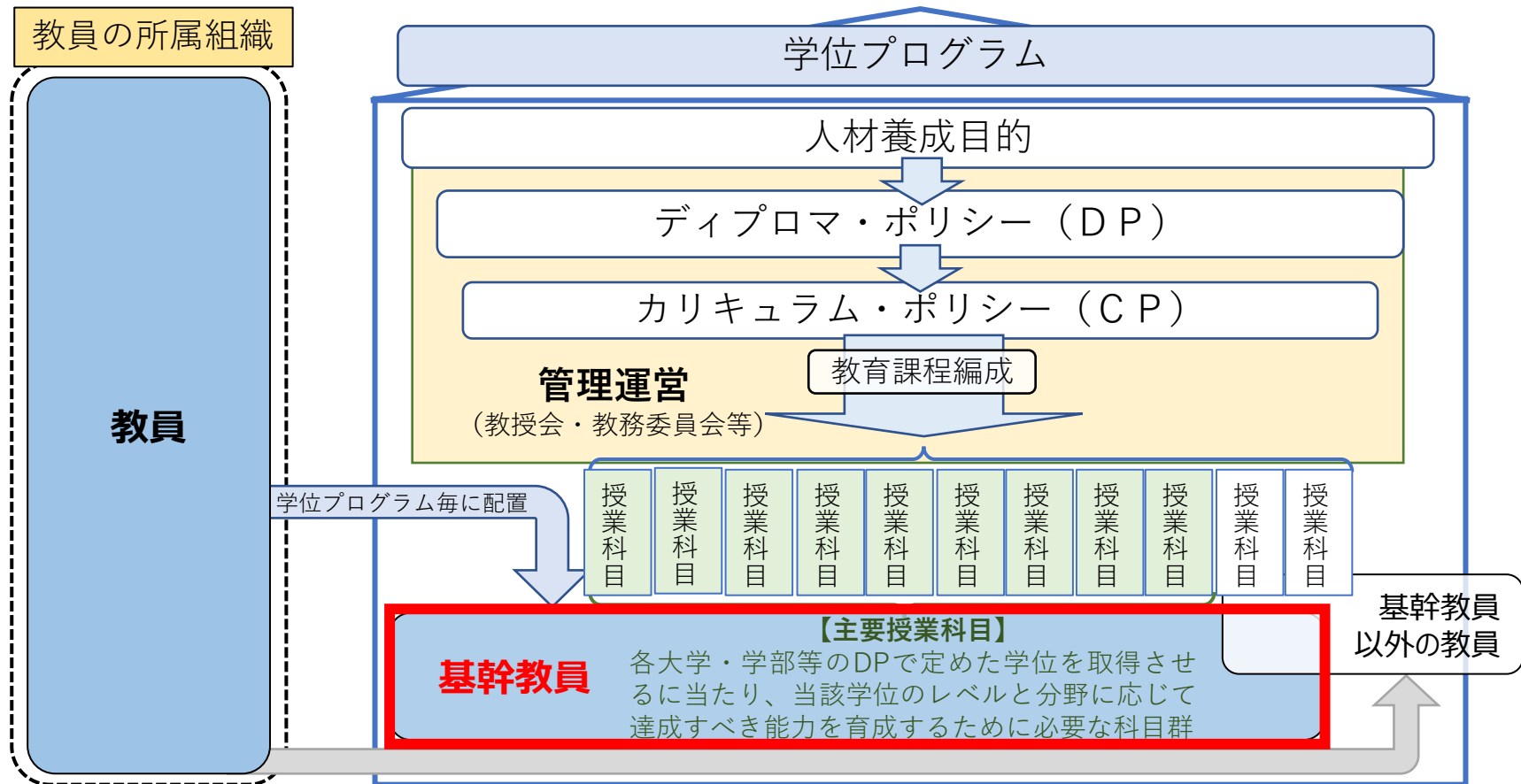
（授業科目の担当）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2・3 [略]

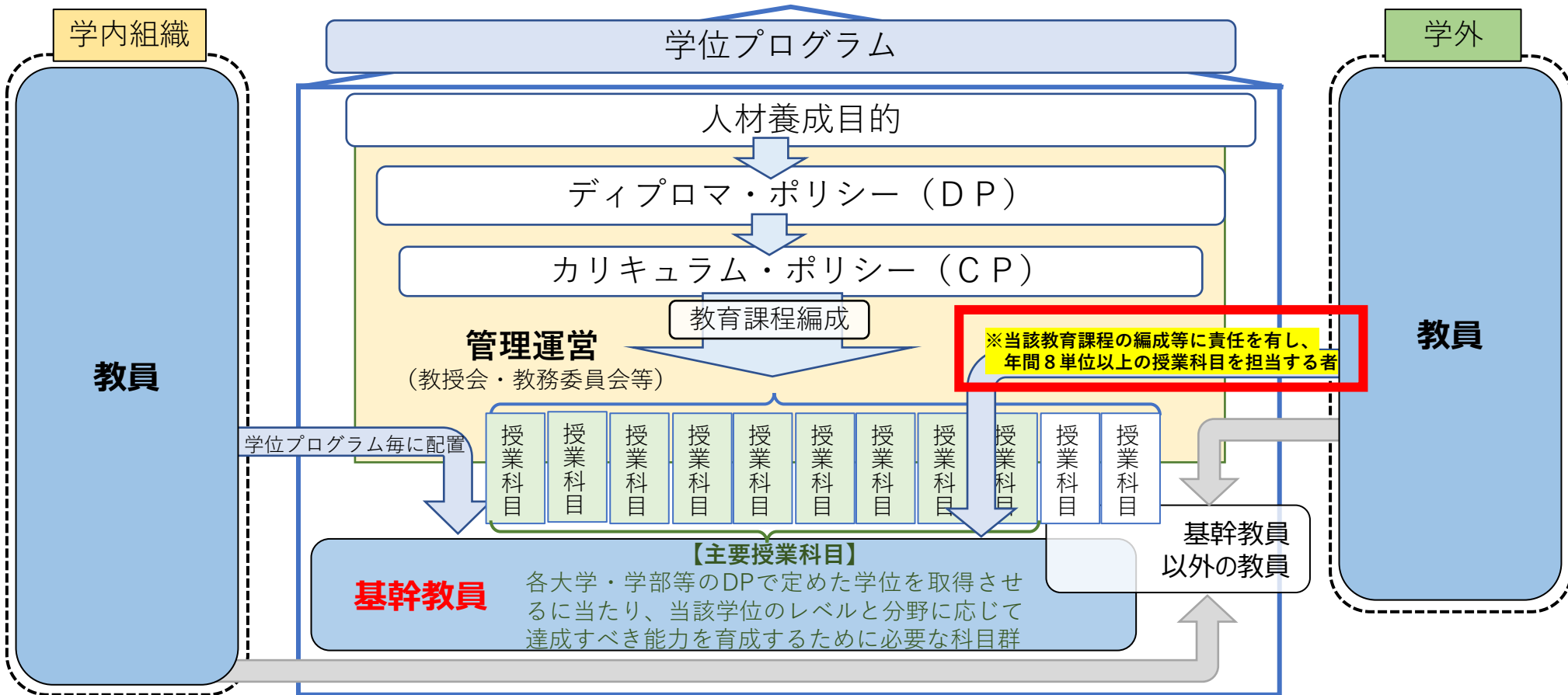
基幹教員と学位プログラムの関係

基幹教員制度は学位プログラムに対する責任性に基づく仕組みであり、学部型の学位プログラムだけではなく、いわゆる教教分離型の学位プログラムにも馴染むものです。



基幹教員制度の活用例

- 学内の教員だけでなく、学外の教員であっても学位プログラムに対し責任を有するなど、一定の要件を満たす教員は基幹教員となることができ、社会ニーズに対応した迅速で柔軟な学位プログラム編成が可能となります。



地域アクセス確保特例制度について

(大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
 - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
 - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※1については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

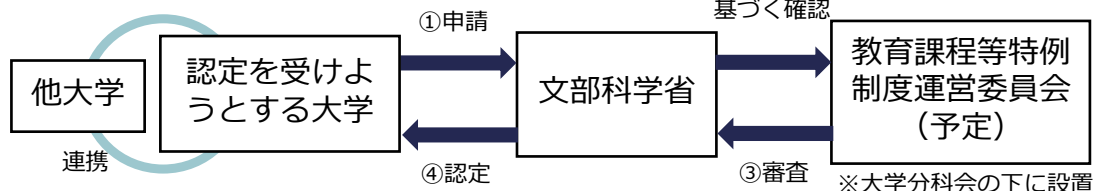
<大学設置基準における主な特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号(基幹教員) / 第19条第1項(授業科目の自ら開設) / 第28条、第29条第2項、第30条第4項(単位互換等の60単位上限) / 第32条第5項(遠隔授業の60単位上限) 等

<認定基準>

- 機関としての要件
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
 - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
 - ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない※2、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

<スキーム>



取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会(地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定)等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

※1専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施

※2特別な事情がある場合は個別に考慮予定

施行期日

- 令和8年1月1日

参照条文

◎大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2～7 （略）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。

以下同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

第十条 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

2～4 （略）

5 前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

参照条文

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数(第十条関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基幹教員数

(1) 専門職学科以外の学科に係るもの

学校の種類	一学科で組織する場合の基幹教員数		二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数	
	収容定員	基幹教員数	収容定員	基幹教員数
保健衛生学関係（看護学関係）	二〇〇-四〇〇	十二	—	—
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	二〇〇-四〇〇	一四	一六〇-三二〇	八

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数（第十条関係）

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
基幹教員数	七	一二

○ 大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成十五年文部科学省告示第四十三号）

大学設置基準第二十五条第四項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎並びに附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること。
- 二 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること。
- 三 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること。
- 四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の施設が適切に整備されていること。

参照条文

○大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等（平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十一号）

（略）通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

◎学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第百三十一条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

◎学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三四〇号）

第二十四条の三 法第百三十一条の政令で定める場合は、次に掲げる場合（市町村の設置する専修学校にあつては、第一号及び第二号に掲げる場合）とする。

- 一 （略）
- 二 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 三 （略）

参照条文

◎専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織(以下「基本組織」という。)を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 専修学校の高等課程又は一般課程にあつては、前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程にあつては、第一項の授業の方法により修得する単位数は、専修学校の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員(本務として当該専修学校における教育に従事する教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第三項において同じ。))又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。)でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数(以下この条において「必要基幹教員数」という。)の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

参照条文

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数(第三十九条関係)

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係 又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{40}$
		二百一人から六百人まで	$6 + \frac{\text{総定員} - 200}{50}$
		六百一人以上	$14 + \frac{\text{総定員} - 600}{60}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、 教育・社会福祉関係、商業実務関係、服 飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \frac{\text{総定員} - 80}{40}$
		二百一人以上	$6 + \frac{\text{総定員} - 200}{60}$

○**専修学校設置基準第十三条第一項の規定に基づく専修学校が履修させることができる授業（平成一八年三月一日文部科学省告示第二十四号）**

（略）通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所(専修学校設置基準第十五条第一項の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの

◎学校教育法施行令

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する各種学校について都道府県の教育委員会に対し、その旨を届け出なければならない。

- 一 目的、名称又は位置を変更しようとするとき。
- 二 **分校を設置し、又は廃止しようとするとき。**
- 三 学則を変更したとき。

◎各種学校規定（昭和三十一年文部省令第三十一号）

第八条 各種学校には、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を置かなければならない。ただし、三人を下ることができない。

- 2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。
- 3 各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。